



令和 3 年度から介護保険料が変わります

65 歳以上の方の介護保険料は、町が 3 年ごとに見直しを行っており、令和 3 年度から令和 5 年度(第 8 期)の介護保険料を見直しました。

介護保険料の見直しについては、介護サービスを利用する方の推移などから、令和 3 年度から令和 5 年度

までの 3 年間のサービスの種類や程度を見込み、そのために必要となる費用総額の概ね 23% を 65 歳以上の方の人数で割り返して、一人当たりの負担額(基準額)を決定したものです。

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1210

平成 30 年度～令和 2 年度(第 7 期)基準額:4,000 円(月額)

令和 3 年度～令和 5 年度(第 8 期)基準額:3,800 円(月額)

※基準額は、下表「所得段階別 年間保険料額」の第 5 段階の保険料に相当します。

○所得段階別 年間保険料額 保険料は被保険者や世帯の課税状況に応じて 10 段階に分けられます

所得段階	対象者	(低所得者軽減) 年間保険料額	(参考) 第 7 期 年間保険料額
第 1 段階	生活保護世帯等、世帯全員が住民税非課税 (80 万円以下)	(13,600 円) 22,800 円	24,000 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税 (80 万円を超えて 120 万円以下)	(22,800 円) 34,200 円	36,000 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税 (120 万円を超える方)	(31,900 円) 34,200 円	36,000 円
第 4 段階	世帯の誰かに課税、本人は住民税非課税 (80 万円以下)	41,000 円	43,200 円
第 5 段階	世帯の誰かに課税、本人は住民税非課税 (80 万円を超える方)	45,600 円	48,000 円
第 6 段階	本人が住民税課税 (120 万円未満)	54,700 円	57,600 円
第 7 段階	本人が住民税課税 (120 万円以上 210 万円未満)	59,200 円	62,400 円
第 8 段階	本人が住民税課税 (210 万円以上 320 万円未満)	68,400 円	72,000 円
第 9 段階	本人が住民税課税 (320 万円以上 400 万円未満)	77,500 円	81,600 円
第 10 段階	本人が住民税課税 (400 万円以上)	82,000 円	86,400 円

「第 8 期鳩山町高齢者福祉総合計画」 「第 6 期鳩山町障がい者福祉計画」を策定しました

町では、高齢化が進む中で、地域で誰もが安心して生活を送ることができるように、基本理念である「みんなで支え合い、住み慣れた町でいつまでも安心して生活できる地域づくり」を目指して、「第 8 期鳩山町高齢者福祉総合計画」(令和 3 年度から令和 5 年度まで)を策定しました。

また、障がい者福祉施策の総合的な推進を図るため、基本理念である「ふれあいと支えあいのある安心して安全に暮らせるまち」を目指して、「第 6 期鳩山町障がい者福祉計画」(令和 3 年度から令和 5 年度まで)を策定しました。

計画書については、町ホームページや、役場長寿福祉

課、東出張所、地域包括支援センター、町立図書館、町社会福祉協議会、鳩山支援センターはばたき、ニュータウンふくしプラザでご覧いただけます。

■閲覧期間 8 月 31 日(火)まで(ホームページは閲覧期間後も掲載しています)

■問合せ 役場長寿福祉課

【鳩山町高齢者福祉総合計画に関すること】

介護保険担当 ☎ 296-1210 FAX296-3390

【鳩山町障がい者福祉計画に関すること】

地域福祉・障害者福祉担当 ☎ 296-1241 FAX 296-3390



新型コロナウイルスワクチン 鳩山町の接種スケジュールをお知らせします

現在、優先接種対象である医療従事者等への接種が実施されていますが、4 月に入り 65 歳以上の高齢者(令和 3 年度中に 65 歳以上となる、昭和 32 年 4 月 1 日以前に生まれた方)接種分のファイザー社製ワクチンについても順次供給が開始されます。

鳩山町には、4 月 26 日の週にワクチン 1 箱(487 人の 2 回分)が納品予定となっておりますが、数量が限られているため、**高齢者施設等の入所者に先行接種**を行う予定です。

一般の **65 歳以上高齢者の皆さまの接種は、5 月中旬以降に開始**する予定です。**対象者には 5 月 6 日(木)**

を目途に接種券の郵送を開始しますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。

なお、**予約受付開始日**は、お送りする**接種券に同封する「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」に記載**しますのでご確認ください。

※このお知らせは、3 月 23 日(火)現在での情報です。

国の今後のスケジュールによっては、接種時期等が変更になる可能性があります。最新情報は町ホームページ等をご確認ください。

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530



町内業者をご利用の場合はご活用ください 住宅のリフォーム資金を補助します

町内業者により、今お住まいの住宅を改修する場合、その費用の一部を町で補助します。

■対象 次の①～⑥すべてに該当する方(1 住宅、同一の申請者につき 1 回限りの補助となります)

①申請時に本町に住民登録をしていること
②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住していること

③申請時点で町税を滞納していないこと

④対象工事が上期の場合は同年 9 月末までに、下期の場合は翌年 3 月末までに工事が完了すること

⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金、助成金、または保険給付金等を受けていないこと

⑥補助金交付決定前に工事等を着工していないこと
(※申請受付後に現場確認を行い、交付決定通知を交付)

■補助対象工事 町内業者が行う 20 万円以上(税別)の個人住宅の改修工事。

※増築及び部分的な修繕工事は除きます。

例…建物の内外装の改修工事、居室・浴室・玄関・台所・トイレなどの改修工事(ただし、公共下水道等への接続工事は除きます。)

■補助金額 改修工事に要した費用の 100 分の 5 に相当する金額で、10 万円を限度とします。(千円未満切り捨て)

■予算額 上期、下期ともに 50 万円

※予算額を超える申請があった場合は抽選となります。

■受付期間 下表のとおり(閉庁日を除く)

受付区分	受付期間	公開抽選日
上期分	4 月 9 日(金)～21 日(水)午後 5 時まで	4 月 23 日(金) 午前 10 時から 役場 301 会議室
下期分	9 月 3 日(金)～22 日(水)午後 5 時まで	9 月 24 日(金) 午前 10 時から 役場 301 会議室

※**抽選会場に行く前に必ず役場産業環境課窓口にお立ち寄りください。**番号札をお渡しします。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、抽選方法等を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

■必要書類 【申請時に必要な書類】①鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書(窓口にて配布)、②改修工事の見積書の写し、③改修工事の図面(改修部分に色付けたもの)

【抽選後に必要な書類】①住民票の写し(申請者個人のもの)、②町税(国民健康保険税も含む)納税証明書、③家屋所有証明書

■書類提出先・問合せ 役場産業環境課

☎ 296-5895